

四日市市告示第137号

四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条の2第1項の規定により電子印を使用するので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年3月25日

四日市市長 森 智 広

1 名称

- (1) 三重県四日市市長印
- (2) 三重県四日市市長職務代理人印

2 寸法

方21ミリメートル

3 印影

- (1)



- (2)



4 使用区分

令和3年度に交付する以下の証明書

- (1) 住民票の写し（除票の写し）
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 転出証明書
- (5) 証明書（合併に伴う住所及び本籍の表示変更の証明書）
- (6) 証明書（合併に伴う居住地の表示変更の証明書）

（市民文化部市民課）